

【PW家族割について】

■適用条件・適用資格

次の全ての条件・資格を満たす方が、対象となります。

- (1)Loccaを新規ご契約された方
・リフィルサーバー、水道直結浄水型ウォーターサーバー（SKサーバー）は割引の適用対象外となります。
・対象となるプランは「基本プラン」となります。
- (2)次のいずれかの条件に該当している方
・契約者が、主契約のお客様から2親等以内の親族であること ・契約者および利用者が、主契約のお客様と同一であること
・契約者が主契約と同一のお客様で、利用者（ウォーターサーバーの配送先）が主契約から2親等以内の親族であること（お支払いは、契約者である主契約のお客様がおこなうものとします。）
※主契約となる1台目のウォーターサーバーは、PREMIUM WATER/Loccaを問いません。
- (3)個人でご契約された方（法人のお客様はPW家族割対象外です。）
- (4)決済方法が正常に登録されている方
- (5)利用開始日（ウォーターサーバーの初回配送予定日）から起算して、90日以内に「PW家族割」申請手続きが完了した方

■適用料金

副契約の対象となるウォーターサーバー1台につき、月額利用料金より200円割引いたします。

※当月20日までに申請が受理された場合、原則として翌月の利用料金から適用されます。※PW家族割は、2台目以降（副契約）に適用されます。主契約には適用されませんのであらかじめご了承ください。

■適用解除

1.当社は、以下のいずれかに該当する場合、当社の裁量により、PW家族割を解除することができます。

当社は、解除後にお客様から請求があった場合でも、適用を解除する理由を開示する義務を負いません。

(1)主契約が解約等の理由により終了したとき

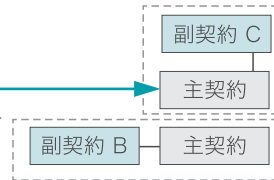
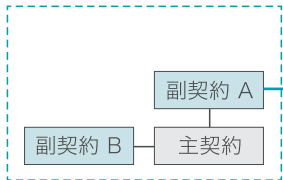
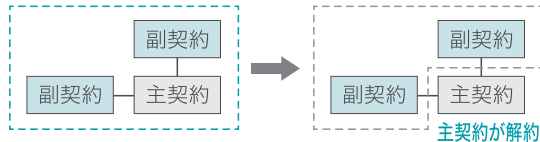
(2)副契約が主契約となったとき

『PW家族割』が適用されたグループ

全ての副契約が『PW家族割』解除

『PW家族割』が適用されたグループ

【副契約がAが新たに家族を紹介する場合】



副契約Aは既存グループから抜けて主契約となるため、自身のPW家族割は解除されます。

(3)適用条件・適用資格に該当しなくなったとき

2.PW家族割の適用が解除されたことを理由に、最低利用期間内にウォーターサーバーを解約される場合は、当該ウォーターサーバーに関する利用規約に基づき、所定の契約解除料をお支払いいただけます。

利用期間	3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
契約解除料	30,000円(不課税)	20,000円(不課税)	10,000円(不課税)

3.一度PW家族割が解除された後、同一のお客様が再度適用を希望される場合は、あらためて申請いただけます。

「PW家族割」利用規約

第1条 PW家族割

「PW家族割」は、当社が定める適用条件を満たしたお客様を対象に、副契約（2台目以降）のウォーターサーバー（以下「本製品」といいます。）の利用料金を割引するサービスです。

第2条 適用条件及び適用資格

次の全ての条件に該当する場合、PW家族割を適用するものとします。

- 1.当社が別途指定するプランに、新規でご契約いただくこと
- 2.以下のいずれかの条件に該当すること
(1)契約者が、主契約（1台目）のお客様から2親等以内の親族であること (2)契約者および利用者が、主契約のお客様と同一であること
(3)契約者が主契約と同一のお客様で、利用者が主契約から2親等以内の親族であること（ただし、お支払いは契約者である主契約のお客様に課せられるものとします。）
- 3.個人のお客様であること
- 4.決済方法が正常に登録されていること
- 5.利用開始日から起算して90日以内に所定の申請手続きが完了していること

第3条 申請及び適用開始

- 1.お客様は、本規約に同意の上、所定の方法によりPW家族割の申請をおこなうものとします。なお、お客様によるPW家族割の申請があるときは、お客様が本規約の全部について異議なくご同意いただいたものと取り扱います。
- 2.お客様は、PW家族割の申請時に当社が定めたフォーマットに従い、以下に定める各項目を届け出るものとします。
(1)主契約及び副契約のお客様番号 (2)主契約及び副契約の契約者氏名、電話番号、登録メールアドレス
(3)主契約と副契約の関係性 (4)前号を証明する公的書類
- 3.当月20日までに申請が完了した場合、原則翌月の利用料金からPW家族割が適用開始となります。
- 4.申請内容に不備が認められた場合、当該不備が解消されるまで申請を受理することができません。なお、利用開始日から90日以内に不備が解消されない場合、お客様はPW家族割の適用資格を失うものとします。

第4条 適用の解除

- 1.当社は、以下の各号いずれかに該当する場合、当社の裁量により、PW家族割を解除します。
(1)主契約にかかる契約が終了したとき (2)副契約が主契約となったとき
(3)適用条件に該当しなくなったとき (4)申請内容に虚偽が判明したとき
(5)その他当社がPW家族割の適用が適切でないと判断したとき
- 2.当社は、解除後にお客様から請求があった場合でも、お客様に対し適用を解除する理由を開示する義務を負いません。
- 3.お客様が、本製品の最低利用期間内に、PW家族割の適用が解除されたことを理由に本製品を解約される場合、本製品の利用規約に基づき、所定の契約解除料をお支払いいただくものとします。

第5条 適用解除後の再適用

PW家族割の適用解除後、同一のお客様において再度適用を希望される場合は、お客様は、あらためて所定の手続きに従って申請いただくものとします。

第6条 規約の変更

- 1.当社は、民法第548条の4の規定により、本規約を変更することがあります。この場合、割引料金や適用条件は変更後の規約によります。
- 2.規約を変更するときは、当社は当該変更により影響を受けることになるお客様に対し、その効力発生日の相当期間前までに、事前に当社が定める方法で通知するものとします。
- 3.前項の本規約の変更の通知後、効力発生日までに、お客様が特に異議を述べなかった場合、当該お客様は本規約の変更にご同意したものとします。

第7条 個人情報等の取扱い

当社は、法令および当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報を適切に取り扱うものとします。